

みなとSDGsパートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土交通省港湾局がSDGs達成に向けた取組を積極的に行う港湾関係企業等を「みなとSDGsパートナー」として登録し、その取組を広く周知することにより、SDGs達成のための取組を行う企業の増加を図るとともに、SDGs達成に向けた港湾関係企業等が果たす役割の重要性について広く国民に周知し、我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「港湾関係企業等」とは、港湾の整備、利用、保全、管理及び運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。

2 この要綱で「登録企業等」とは、第4条第2項の規定により「みなとSDGsパートナー」に登録された企業等をいう。

(登録要件)

第3条 登録は、次の各号の全てに該当するものについて行うものとする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向けて、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること。
- (3) 自社ウェブサイト又は会社案内等において、SDGs達成に向けた取組について公表していること。
- (4) 申請者及び申請者の役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録することがふさわしくないと判断される事由がないこと。

(登録)

第4条 登録を受けようとする者は、次に掲げる書類により、国土交通省港湾局長（以下、「港湾局長」という。）に対し登録の申請を行うものとする。

- (1) みなとSDGsパートナー登録申請書（様式第1号）
- (2) SDGs達成に向けた具体的な取組（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

(4) SDGsの取組が記載された会社案内等（自社のウェブサイトがない場合に限る。）

2 港湾局長は、前項の規定による申請が、前条の登録要件を満たすと認められるときは、当該申請をした港湾関係企業等を「みなとSDGsパートナー」として登録を行うこととする。

3 港湾局長は、前項の登録を行ったときは、登録企業等に対し登録証を交付し、ロゴマークの使用を認めるとともに、国土交通省港湾局ウェブサイト等で公表するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録を行った日から3年とする。

(登録の更新)

第6条 登録企業等のうち、登録の更新を受けようとする者は、第4条に規定する書類を港湾局長に提出しなければならない。

(取組の進捗状況報告)

第7条 登録企業等は、登録の日から1年経過するごとに、その間の取組の進捗状況について、SDGs達成に向けた取組及び指標の進捗状況報告書(様式第4号)により速やかに港湾局長に報告しなければならない。

2 港湾局長は、前項の規定による報告があったときは、国土交通省港湾局ウェブサイト等で公表するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録企業等は、名称、所在地、代表者、連絡先、業種及びウェブサイトURLに変更があったときは、みなとSDGsパートナー登録事項変更届出書(様式第5号)により変更事項を速やかに港湾局長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録企業等は、登録の有効期間の途中で登録の辞退をしようとするときは、みなとSDGsパートナー登録辞退届(様式第6号)を港湾局長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第10条 港湾局長は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実により登録を受けたとき。
- (3) 第9条の規定に基づく辞退届が提出されたとき。
- (4) 取組の実態がない等の理由により、港湾局長が登録の取消をすることが適当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、みなとSDGsパートナー登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。